

日本医学教育学会大会

COI 開示

筆頭発表者名: 小林 静子

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある
企業などはありません。

患者さんの役に立つ薬剤師養成 に貢献できる評価を目指して



一般社団法人

薬学教育評価機構

小林 静子

今回の改正に伴い、6年制の薬学部、学科において、修業年限の延長の趣旨を踏まえ、人の命を預かる医療人としての薬剤師の養成のための質の高い教育が行われていることを社会に対して保証するためには、薬科大学・薬学部関係者自らが中心となって、教育の質を検証し、適正な評価を行うための体制を早急に整備することが必要である（中央教育審議会・大学分科会答申）

2004年2月

「第三者評価」に関する全国説明会

薬学教育協議会・薬学会共催

2004年12月

「第三者評価」検討委員会

薬学会・大学人会議

2005年4月

薬学教育評価機構設立

2008年12月

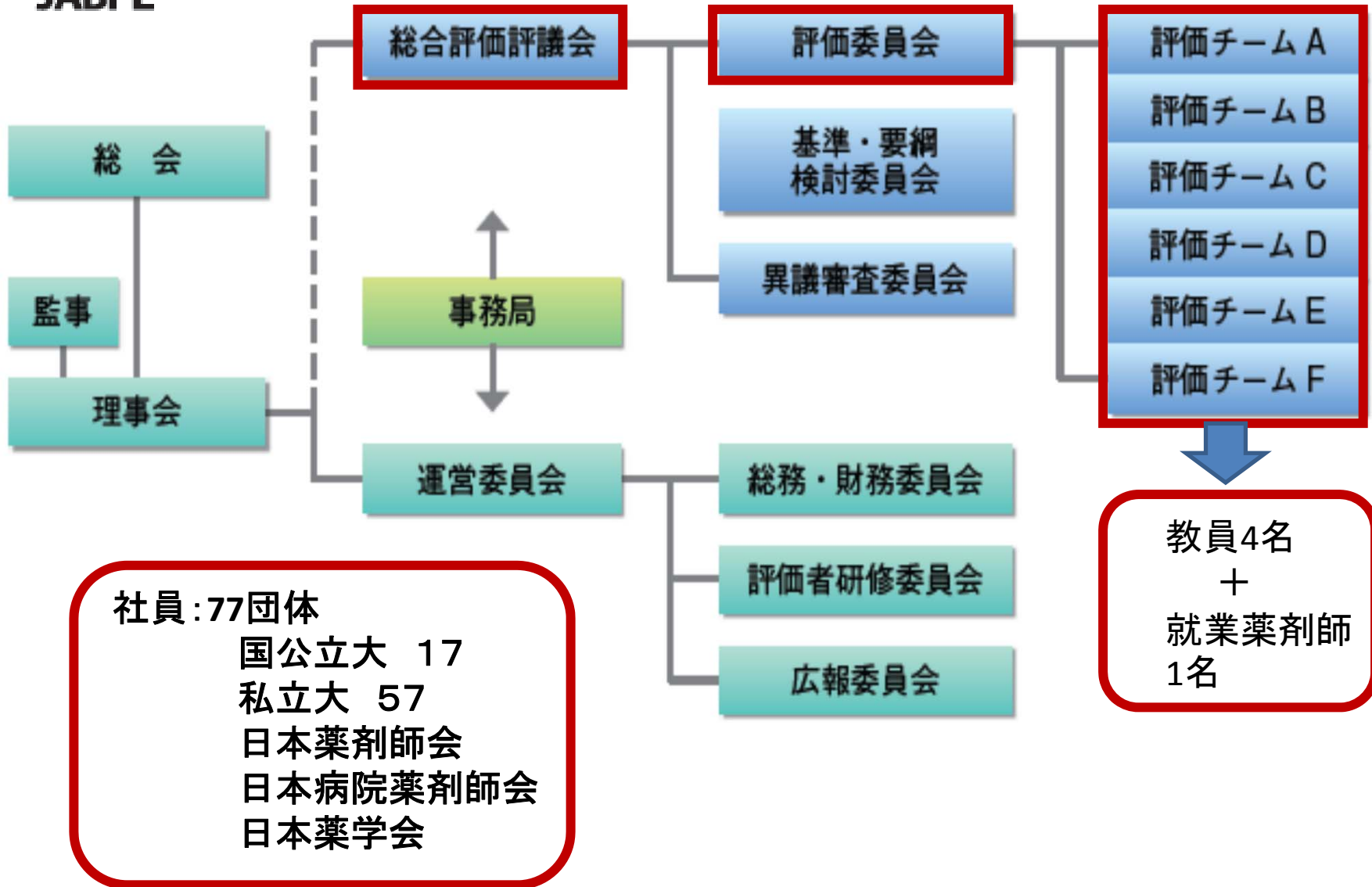
評価基準に基づいた第三者による教育プログラム評価開始 2012年

組織体制構築にあたり留意した事項

- **評価組織の独立性**
評価決定機関の総会・理事会からの分離
- **評価の第三者性**
第三者性の高い構成員の評価関連委員会への参画
- **組織運営の透明性**
評価事業基本規則など運営規則の制定と公開



評価の実施体制



評価の目的および基本方針(1)

1) 機構が定める「薬学教育評価 **評価基準**」(以下、「**評価基準**」)への**適合認定**を行い、各大学における薬学教育プログラムの**質を保証**します。

(基本方針)

- ① 「**評価基準**」に基づいた各大学の「**自己点検・評価書**」に対する第三者評価を実施
- ② **ピア・レビュー**を中心とする評価を実施

* “ピア”: 大学の教育研究活動等に関し見識を有する者

評価の目的および基本方針(2)

2)評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムに関わる**教育研究活動等の改善を促進**

(基本方針)

- ①各大学の薬学教育プログラムの改善点を明確にする
- ②各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価

評価の目的および基本方針(3)

3) 評価結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援します。

(基本方針)

- ① 大学以外の有識者を委員に配して評価を実施し、結果を広く社会に公表します。
- ② 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学に対して意見申立ての機会を設けます。
- ③ 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図ります。

薬学教育プログラムの評価に関わる規則

評価事業基本規則

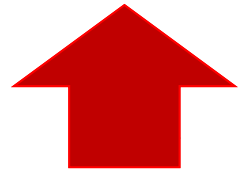
3条3項 評価事業である薬学教育プログラムの評価は、総合評価評議会において策定する「薬学教育評価 評価基準」、「薬学教育評価 実施要綱」および「薬学教育評価 実施規則」に基づき実施される。

薬学教育評価	評価基準
薬学教育評価	実施要綱
薬学教育評価	実施規則

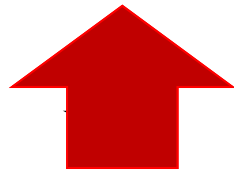
評価基準の階層構造

評価項目

- 薬学教育カリキュラム
- 2 カリキュラム編成
- 3 医療人教育の基本的内容
 - (3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育
 -



評価の基準 (スタンダード)



観点の積み上げ

観点 (ガイドライン)



観点には、基準の細則、説明

評価基準

大項目	中項目	『基準』数	『観点』数
教育研究上の目的	1 教育研究上の目的	1	5
薬学教育カリキュラム	2 カリキュラム編成	2	7
	3 医療人教育の基本的内容	8	25
	4 薬学専門教育の内容	4	9
	5 実務実習	9	29
	6 問題解決能力の醸成のための教育	2	9
学生	7 学生の受入	3	8
	8 成績評価・進級・学士課程修了認定	6	17
	9 学生の支援	8	20
教員組織・職員組織	10 教員組織・職員組織	8	24
学習環境	11 学習環境	2	8
外部対応	12 社会との連携	2	8
点検	13 自己点検・評価	2	7
		(合計数)	57
			176

第三者評価の概略

評価機構

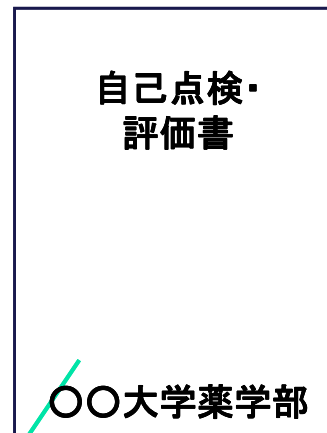
評価基準の提示



- 教育研究上の目的
医療人教育の基本的内容
- ヒューマニズム教育・医療倫理教育
 - 教養教育・語学教育
 - 医療安全教育など

大学

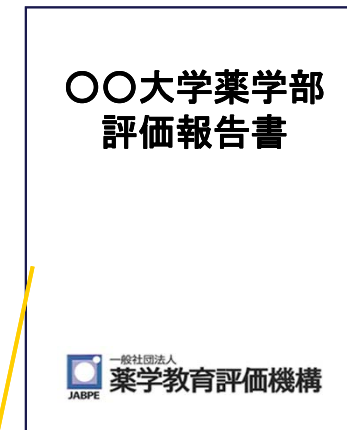
評価基準に照らして
自大学の自己点検・
評価書を作製



- 根拠資料
(エビデンス)
- シラバス
 - 授業の資料
 - 試験問題と結果
など

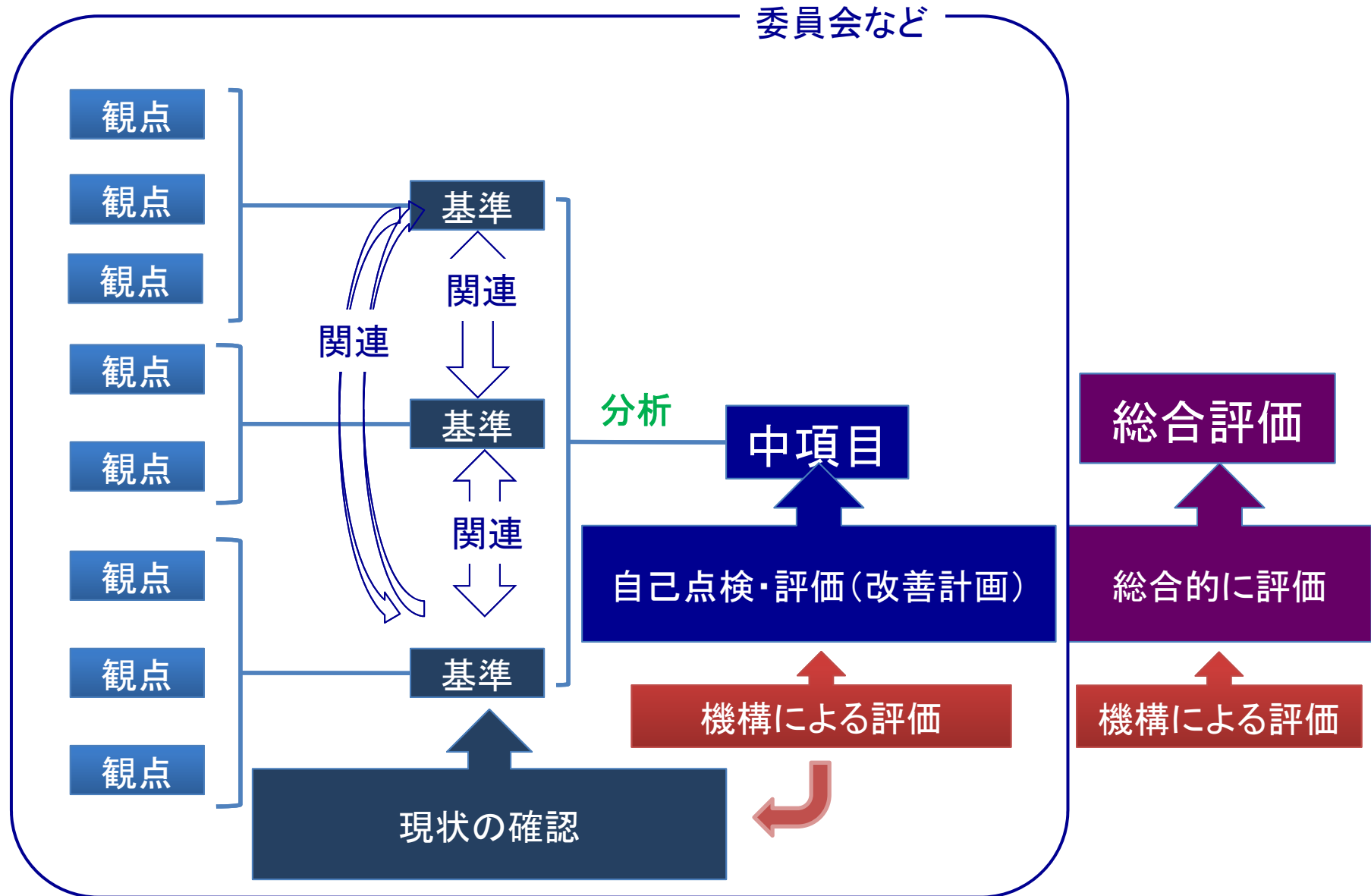
評価機構

自己点検・評価書
の妥当性を第三者
として評価し、公表



- 根拠資料
(エビデンス)
- 訪問調査

自己点検・評価書の記載方法



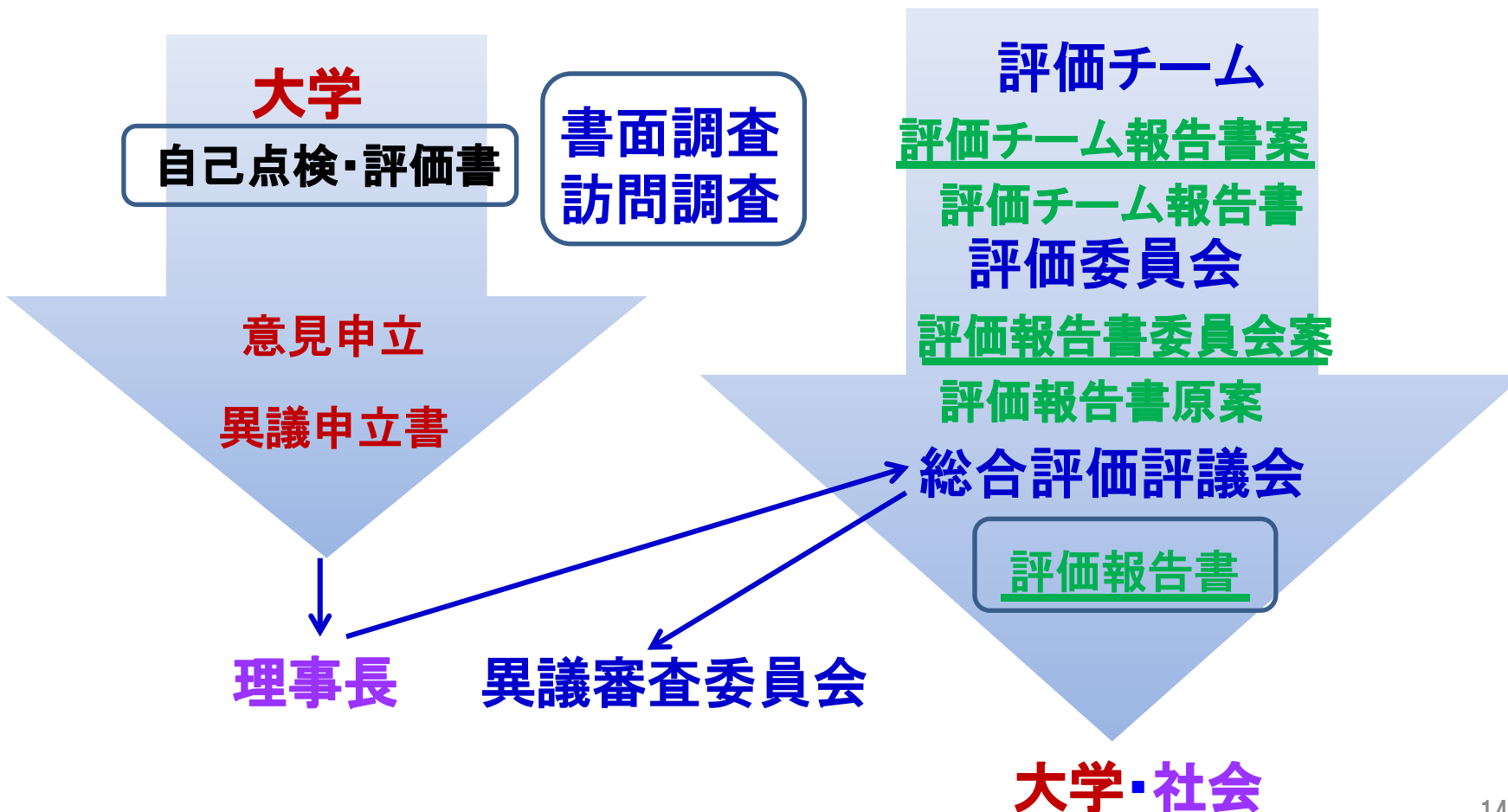


機構による評価のプロセス

- 1 大学による自己点検・評価
- 2 機構による第三者評価

平成25年

平成26年





「評価報告書類」のフィードバック

「評価チーム報告書案」・質問事項（大学に送付）

事実誤認、事実に基づかない
主観的評価
提出後の変更等の確認

大学は訪問調査前に回答
訪問調査

評価チーム報告書

評価委員会

評価報告書（委員会案）（大学に送付）

意見申立

評価委員会

評価報告書原案

総合評価評議会

評価報告書

異議申立

大学

評価の結果

総合評価

「評価基準」の13の『中項目』

- ・総合的に適合水準に達している場合

→「**適合**」

- ・一部に問題があった場合（適合水準に達していない『中項目』があった場合）

→判定を保留し、「**評価を継続**」

- ・薬学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合

→「**不適合**」

評価結果の公表

- ①薬学教育プログラムの総合評価の結果は、『中項目』ごとの評価結果とともに**評価報告書をもって公表**します。
- ②評価報告書は、大学ごとに作成し、その設置者および申請者に提供するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイト (<http://www.jabpe.or.jp>)への掲載等により公表します。
- ③評価結果の公表にあわせて、評価の透明性および客観性を確保するため、各大学から提出された「自己点検・評価書」(大学の自己点検・評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。)をウェブサイト(同上)に掲載します。
- ④文部科学省および厚生労働省への評価結果の報告は、評価報告書の送付をもって行います。

「改善すべき点」への対応

- 1) 総合的に「適合」と判定された大学が、評価結果において「改善すべき点」を付された場合、当該大学は指定された期限までに「改善報告書」を機構に提出することとします。
- 2) 「改善すべき点」は、大学評価後、その問題事項について改善・改革の努力を促すための提言です。したがって、改善報告に当たっては、当該事項に対する改善状況を根拠となる資料を添えて報告してください。
- 3) 当該大学から提出された「改善報告書」は、評価委員会で検討し、その結果を総合評価評議会がとりまとめ、公表します。

再評価・追評価

- 1) 再評価：評価が継続
追評価：「不適合」
- 2) 再評価の対象項目：適合水準に達していないと判定された『中項目』に限定
追評価の対象項目：非常に重大な問題があると判定された『中項目』に限定
- 3) 「適合」認定：対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達している。
- 4) 「不適合」認定：対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していない。

評価実施員の選出

- 1) 社員である薬科大学・薬学部が推薦する現職の専任教員
- 2) 社員である日本薬剤師会および日本病院薬剤師会が推薦する薬剤師
- 3) 評価委員会が推薦する薬剤師育成の教育・研究に見識を持つ有識者

推薦された者は、本機構の評価者研修委員会が開催する研修会の全過程を受講しなければならない。

研修会：年2回、1泊2日、年間 50～80名養成



スケジュール

- (1) 事前説明会の実施
 - ・開催予定日：平成25年1月中旬
- (2) 調書（自己点検・評価書と基礎資料）の草案および添付資料の提出
 - ・提出期限：平成26年4月16日（水）必着
- (3) 申請書の提出および評価手数料の納付（300万円）
 - ・草案の確認作業終了を書面で通知します。終了通知受理後、2週間以内に申請書および評価手数料を納入
- (4) 調書および添付資料等の提出
 - ・提出期限：平成26年5月30日（金）必着→**書面調査開始**
- (5) 本機構からの「評価チーム報告書案」の送付
 - ・送付予定日：平成25年8月15日（金）



スケジュール

- (6) 「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」を提出
 - ・提出期限：平成26年9月5日（金）
- (7) **訪問調査の実施**
 - ・訪問予定日：平成26年10月1日～11月15日頃
- (8) 「評価報告書（委員会案）」送付
 - ・意見申立書の提出期限：平成27年1月30日（金）
- (9) 理事長名で申請大学へ「評価報告書」を送付
 - ・送付予定日：平成27年3月中旬
- (10) 機構のHP上に結果を公表：原則年度内



一般社団法人
薬学教育評価機構



Phone: 03-6418-4797

HP: <http://www.jabpe.or.jp>

E-mail: jimu-kyoku@jabpe.or.jp